

（午前9時30分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。いよいよ、本日が最終日となりました。よろしくお願いたします。

ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中西峰雄君）この際、報告いたします。

議員 上久保君ほか3名から平成22年12月17日付をもって議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において4番 松浦君、10番 松本君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第10号 橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例について と、日程第3 議案第12号 市道路線の認定について の2件

○議長（中西峰雄君）日程第2 議案第10号 橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例について と、日程第3 議案第12号 市道路線の認定について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。
経済建設委員会委員長 23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。最終日で委員長報告をさせていただきます。

去る12月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第10号 橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例について、議案第12号 市道路線の認定についてを審査するため、12月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決するものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第10号は、橋本周辺広域ごみ処理場の建設とその20年以上にわたる稼働に伴う周辺環境の整備事業として、市民の交流及び地域の活性化に資するとともに、ごみ焼却時に発生する余熱資源の有効利用を図ることを目的として、橋本市高野口町大野1807番地の1に橋本市エコパーク「紀望の里」を設置するものである。この施設は、浴場を備えた建物と多目的広場で構成されている。

委員から月曜日を休館日としたことについて ただしがあり、休館日については、利用者が最も多いと予測される日曜日の翌日を休館として、浴槽の湯をすべて入れ替える一斉清掃日に当てたいと考えている。これは、公衆浴場法で循環浴槽であっても、必ず1週間に1回全部入れ替えることになっている。ただし、平成23年4月からの利用実績を見て他の曜日を休館とするほうが適当と判断された場合は、条例第5条第2項により、休館日を変更することも考えている との答弁があり

ました。

足湯設備が設置されていないことについて
ただしがあり、足湯については地元との協議、
行政内部の協議経緯から設置を見送った と
の答弁がありました。

この温浴施設の年間の利用見込みと維持費
について ただしがあり、年間の利用計画で
は、1万7,000人で1日平均して五十数人と見
込んでいる。利用者の内訳については、一般
が84%、小人が1.7%、高齢者が14%と試算し
ている。利用者見込みから年間の浴場収入
は400万円程度になる。支出は、人件費と光熱
水費が大きく、年間約800万円の支出が見込ま
れ、その不足額については市が負担していく
ことについてはやむを得ないと考えていると
の答弁がありました。

浴場の利用料金の区分の中で本市及び伊都
郡在住の70歳以上の者130円となっているが、
確認方法について ただしがあり、伊都郡在
住を対象にしているのは、広域ごみ処理場建
設の条件整備であり、伊都郡管内の町から負
担金をいただいており対象としている。また、
70歳以上とした理由は、えびす温泉の料
金区分と同等の扱いとするものである。年齢
と対象となる住民であるかの確認であるが、
入浴のたびに証明書等の確認をするつもりは
ないが、場合によっては証明書等の提示を求
める場合もある。また、料金区分は浴場の目
立つ場所に掲示する との答弁がありました。

議案第12号は、紀の川右岸広域農道（現在
の市道北部連絡線）と紀の川左岸広域農道を
より有効的に連絡して、また京奈和自動車道
へのアクセスも図るため、平成7年から県営
ふるさと農道緊急整備事業で整備されたもの
である。市道大野向島線から九度山町の県道
和歌山橋本線の間、大野慈尊院工区として施
工され、その延長のうち、市道大野向島線か
ら高野参詣大橋の南詰めまでの延長407.60m

を市道認定するものである。

委員から、平成14年3月に完成して、平成22
年12月に市道認定が提案されるまでの間の経
過について ただしがあり、県の土地改良財
産及び処分に関する要綱に基づいて、完成後
は無償で関係市町村に譲与されることから、
平成18年に行われた大野慈尊院工区の譲与に
ついての会議の中で若干修繕箇所が発覚した
ので、その修復要求をし、その後修復工事の
完了を受け、平成21年に再度譲与に関する協
議を開始して、平成22年6月に高野参詣大橋
の管理及び費用負担に関する協定書を九度山
町と本市が締結した上で、土地改良財産とし
て県と譲与契約を締結している。九度山町と
橋本市を結ぶ連絡道路、主要幹線という意味
もあるので、できるだけ早く道路法に基づく
認定をして、維持管理をしていきたいと考え
ている との答弁がありました。

九度山町との維持管理経費の費用負担に関
する協定書について ただしがあり、管理協
定の内容は、基本的に軽微で日常的な修繕管
理については本市が負担する、また、災害、
改築、工事発注等が必要な場合については、
協議の上、費用については折半とするという
ことで協定をしている との答弁がありまし
た。

以上であります。ご審議よろしくお願ひ申
し上げます。

○議長（中西峰雄君）ただ今の委員長報告に
対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

これより、議案第10号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですの

で、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について から、日程第6 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について までの3件

○議長(中西峰雄君)日程第4 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について から、日程第6 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 4番 松浦君。

〔4番(松浦健次君)登壇〕

○4番(松浦健次君)去る12月9日の本会議において、本委員会に付託された議案第13号

公の施設の指定管理者の指定について、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第13号は、平成24年4月1日に開設する橋本市立すみだこども園について、平成22年9月に指定管理者の募集を行い、その後、学識経験者1名、財務専門家1名、地域代表2名、幼稚園・保育園の保護者代表5名、公募委員2名、幼稚園・保育園の園長各1名、市幹部6名の計19名で構成する指定管理者選定委員会において審査を行った結果、指定管理者として社会福祉法人顕陽会を指定し、指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とするものである。

委員から、指定管理者候補者の選定における採点について、今回、指定管理者として提案された法人が最高点となっているが、どのような点ですぐれていると評価されたのかとのただしがあり、採点については、こども園における適切な保育・教育の提供能力、指定管理業務を安定して行う能力、給食などの7つの大項目、さらに12の小項目に分類し、実施した。中でも特に教育・保育の理念及び運営方針、管理運営、人材育成、財務状況、子育て支援事業の取り組み、給食、引継ぎ保育などを重点項目として選定委員会で採点基準を決めた上で審査いただいております。顕陽会はそれぞれの項目でほぼ上位の点を獲得しているとの答弁がありました。

採点において最低基準は設けたのかとのただしがあり、第1回選定委員会で選定基準について協議いただいた結果、最低基準は60点とし、その基準を上回った中で最高点をとった法人に決定することとした。ただし、ど

の法人も60点未満となった場合は改めて選定委員会で該当の有無を決定することとしたとの答弁がありました。

顕陽会について、九度山町で保育園を運営されているものの幼稚園の運営実績はないが、こども園運営に不安はないのかとのただしがあり、指定管理者の募集にあたり、全国的にこども園、幼保一元化施設の運営実績のある法人が少ない状況にあることから、応募の間口を広げるために幼稚園・保育園のいずれかを経営している学校法人、社会福祉法人という条件を設定した。また、幼稚園は幼稚園要領、保育園は保育指針に基づき運営しているが、ともに就学前に必要な教育・保育として大きな差異はないと考えており、選定委員会において保育園のみの運営実績だけでも就学前教育を十分行えるとの判断をいただいたとの答弁がありました。

指定管理者の選定基準について、すみだこども園と高野口こども園で差異はないのかとのただしがあり、市としての基本的な採点の考え方については、高野口こども園のときに一定の方針を出しているが、地域性等を考慮する必要も考えられることから、選定委員会に高野口こども園における選定基準と地域性を考慮した新たな案を示し、比較協議していただいた結果、採点項目は同様であるが、地域性等を考慮し、配点方法は変わっている。具体的には、高野口こども園については、高野口町地区に子育て支援センターがなく、子育て支援拠点が必要であったことから、子育て支援に多くの配点をしたが、すみだこども園については、隅田地区のムーミン谷こども園において支援センターを設置いただいていることから、子育て支援の配点を少なくし、食育やアレルギー食に関する項目の配点を増やしたとの答弁がありました。

法人の選定において、応募された6法人の

保育内容等を理解していただくために、どのような配慮がなされたのかとのただしがあり、選定において法人より提出された事業計画等の書類審査、並びに、法人によるプレゼンテーションを実施している。また、市事務局及び幼稚園・保育園長の代表により応募法人の運営施設を視察し、さらに選定委員の要望にこたえ、委員も参加して再度視察を実施した。視察については、保育を中心に実施し、公平な状況で視察できるよう各法人とも保育が開始される午前10時から11時の保育を対象とした。また、当日出席できなかった選定委員に対しては、視察時に撮影した映像を見ていただき、審査に入っていたとの答弁がありました。

引継ぎ保育について ただしがあり、詳細については、高野口こども園における経験も踏まえ、今後改めて法人と協議することになるが、法人より、引継ぎ保育に関し、園長・主任が各園を1週間に1回は訪問したいとの申し出があったとの答弁がありました。

送迎業務の対象区域はどうなっているのか、また、どのような方法で送迎し、どの程度の費用が必要と考えているのかとのただしがあり、送迎業務については、管理業務仕様書に明記し、統廃合対象幼稚園である恋野幼稚園・山内幼稚園・兵庫幼稚園・隅田幼稚園の通学区域から通園する保育に欠けない子どものうち、送迎を希望する子どもを対象とし、指定管理者が送迎することになる。送迎ルートなど詳細は今後協議することになるが、対象区域が大変広いため、送迎車は2台必要と考えている。また、送迎費用は市が負担し、年500万円程度必要と考えているとの答弁がありました。

議案第14号は、橋本市運動公園について、平成23年3月31日をもって現在の指定管理が満了することに伴い、引き続き指定管理者の

指定を行うものである。指定管理者については、現指定管理者である財団法人橋本市文化スポーツ振興公社の設立経緯、施設の運営実績、本市が指定管理者となっている同公園内の県立橋本体育館との一体的利用・運営による効率化、利便性の確保、また、事業計画等を考慮し、引き続き同公社を指定管理者として指定し、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とするものである。

委員から、現指定期間において利用料収入が年々減っている原因は何か、また、次の指定期間でどのような経営改善策を考え、どの程度の収入増を見込んでいるのかとのただしがあり、収入減の原因については、テニスコート、多目的グラウンド、市民プール、すべて屋外施設であることから天候による影響、また、施設の老朽化に伴う他施設への流出、テニス人口の減少等による利用者減が考えられる。今後の経営改善については、公社より「利用者の利便性を高める目的で利用時間の延長に柔軟に対応すると同時に、延長に伴う対価を利用者に求める」など6点に及ぶ利用促進、収入増に向けた計画が示されており、利用料収入については、23年度の1,950万円から27年度には1,990万円まで増加させる計画となっているとの答弁がありました。

指定管理料の今後の推移について ただしがあり、平成18年度から22年度までの指定管理料については、スポーツ施設と運動公演施設を合わせ、年約6,900万円となっているが、23年度からの5年間については、公社にさらなる経営努力をお願いし、年6,800万円としているとの答弁がありました。

議案第28号は、橋本市高野ロデイサービスセンターについて、平成23年3月31日をもって現在の指定管理が満了することに伴い、引き続き指定管理者の指定を行うものである。

指定管理者については、現指定管理者である医療法人敬英会に関し、協定書や仕様書の遵守などの基本的事項、施設の管理運営体制、施設・設備の維持管理状況、サービスの質の向上、サービス提供の持続性・安定性などの項目についてモニタリング調査を行い、また、和歌山県による実地指導、本市による立ち入り調査等の結果を踏まえ、健全かつ適正な施設の管理運営を確認できたことから、引き続き同法人を指定管理者として指定し、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とするものである。

委員から、20年度から22年度にかけて利用者の推移について ただしがあり、参考資料として提出した数値について、20年度は現指定管理者に指定管理が切り替わった初年度であるため利用者は少ない状況であり、22年度は9月末までの半年分の数値となっているとの答弁がありました。

以上であります。

○議長（中西峰雄君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）議案第13号 すみだこども園の指定管理者の指定に反対の立場から討論を行います。

反対理由は、橋本市の将来を担う子どもたちの幼児教育、この大事な仕事を民間に任せたいとする当局の姿勢です。私は、民間の法人が保育園や幼稚園を経営することを否定するものではありません。問題は、橋本

市が営々と進めてきた公設公営の保育・幼児教育、そのすべてを民間にゆだねてしまう、すみだ園の指定管理者の指定もその流れの一つであることです。また、行政の説明で、こども園計画はなぜ公営でなく民営とするのか、納得できる説明がありません。結局、公設公営の保育園・幼稚園、その運営を民間に委託することでかかる費用を削減する、このことにあるではありませんか。事実、高野口こども園の実行で、約5,000万円の経費が削減されたと当局は説明しています。橋本市の未来を担う子どもたちの幼児教育を当局が放棄することにならないか危惧します。これでは、橋本市のまちづくりは不十分と考え、反対討論とします。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）議案第13号について賛成の立場から討論申し上げます。

今、橋本市には民営でやられてる保育園が3園、完全な法人の民営でやられている園があります。民営が悪いということは決して言えないと、私はそのように思います。民営でやっている保育園でも、例えば、香久の実保育園、バンビーノ保育園、あるいはムーミン谷保育園、あるわけなんですけれども、公設よりも、以上に中身の濃い保育業務が行われておると。私は、あちこち保育園回りますけれども、香久の実保育園も50年の歴史があります。やはり、公設公営でやられてる保育園よりも中身がいいと、非常に評判がええわけなんです。まして、すみだこども園につきましては、完全な民営化ではなくて公設民営です。公設で民営をやると。高野口こども園におきましても公設民営であります。5年間と

いう一つの決まりがありまして、もし中身が悪ければ、それは変えることができると、市の権限であります。そういう意味から、やはり、今、経費削減ということもありますが、やはり高野口も5園統合して、そして人件費の削減等々を凶って、その削減をした財源を、要するに、また、そういう子育て支援とか、あるいは子どもの医療の無料化とかということで、幅広くサービスが提供できるという、そういう、やはりこの一つの市の考え方というのは、私はすばらしい考え方だと思っております。ただし、公設民営が悪いんやということは決してないと、こういう意味におきまして、賛成の立場で討論させていただきます。以上であります。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。